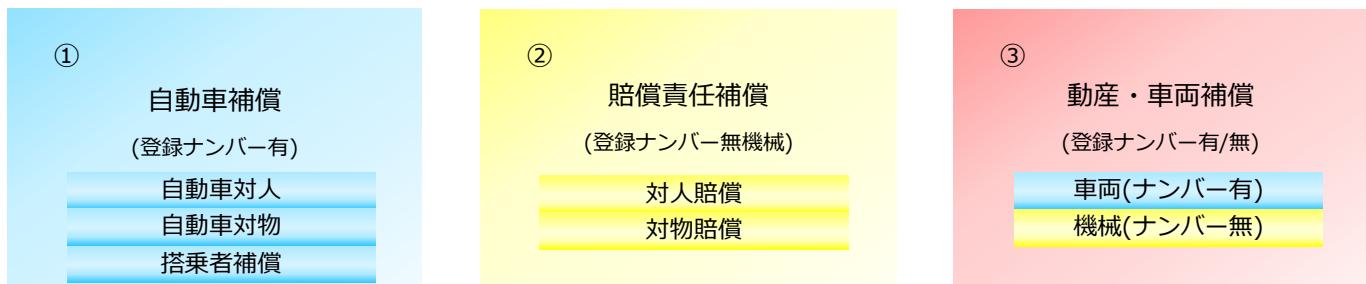


総合補償制度のご案内

新日本建販株式会社では、レンタル機械のご利用期間中に、万一の事故が発生した場合に補償できる " 総合補償制度 " をご用意しております。

レンタル機械のご利用期間中に発生する様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。

新日本建販株式会社総合補償制度の内容は、①自動車補償(対人・対物、搭乗者) ②賠償責任補償(登録ナンバー無機械の対人賠償、対物賠償) ③動産・車両補償(車両、機械) の3種類に分けられます。



補償制度	補償内容		お客様ご負担金
自動車補償	対人賠償責任	無制限	なし
	対物賠償責任	無制限 (※)	10万円
	搭乗者補償	1,000万円	なし
賠償責任補償	対人賠償責任	2億円	3万円
	対物賠償責任	1,000万円	3万円
動産・車両補償	盗難・全損	時価額	3~200万円
	部分破損	実損額	1~30万円

(※)自動車対物賠償責任につきましては一部で上限を設けている車種がございます。

ただし、①自動車補償 ②賠償責任補償 ③動産・車両補償 共通事項として、次の事故につきましては共通対象外事故としてお取り扱いできませんのでご了承ください。

<各補償共通対象外事故> ~~①自動車補償 ②賠償責任補償 ③動産・車両補償 全て補償されません~~

- 1 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 2 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- 3 じんあい、アスベスト、騒音、核汚染などによって生じた損害
- 4 地震、もしくは噴火などの天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- 5 事故に係わる間接損害
 - a 事故発生時の車両入替費用、引き上げ費用、回送費用
 - b 代替車両のレンタル料金、事故車両修理期間の休車補償費用等
- 6 海上工事・船上作業、地下及トンネル工事、縦坑内での作業、用途外作業による事故



自動車補償（登録ナンバー有）について

登録ナンバーが付いている建設機械で賠償事故が発生した場合に以下の3点がご利用できます。

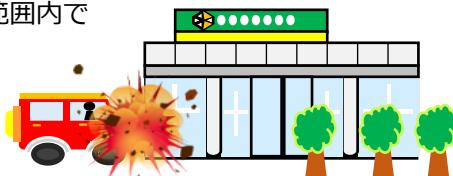
【自動車対人賠償補償】

登録ナンバー付機械(車両)の事故により他人を死亡させたり、ケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任に対して、対人賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受ける事ができます。



【自動車対物賠償補償】

登録ナンバー付機械(車両)の事故により他人の財物(自動車・家屋など)を壊した場合、法律上の損害賠償責任に対して、対物賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受ける事ができます。



【自動車搭乗者補償】



登録ナンバー付機械(車両)の運行中に起きた事故により搭乗者の方が亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる遺失利益や治療費などについて、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、搭乗者補償の定める補償範囲内で補償を受ける事ができます。

自動車補償の対象となる主なもの

- ご加入の車両の事故により、歩行者・相手自動車に乗車中の方など他人を死傷させた場合
- ご加入の車両の事故により、自動車・家屋など他人の財物に損害を与えた場合
- ご加入の車両の事故により、ご加入のお車に搭乗中の方が死傷した場合

自動車補償の対象とならない主なもの

自動車対人/対物

- 故意により傷害または損害を与えた場合
- 賠償責任補償にて取り決めしている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が、会社同僚の場合
- 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に与えた損害
- 同じ現場に従事する他社の財物に与えた損害
- 加入者の請け負っている工事対象物そのものの損害（建設途中の建物そのものを破損させた等）
- 所轄警察へ事故届出がされていない（事故証明がない）場合

搭乗者補償

- 故意または重大な過失により生じた傷害
- レンタル車両の運行に起因しない事故により生じた傷害
- 対象自動車の使用について、被補償者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故
- 正規の乗車装置以外（バケット・荷台等）に乗車中の事故による傷害
- 補償対象者が法令に定められた運転資格を有さずに運転している場合
- 補償対象者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに該当する状態で補償対象車両に搭乗中に生じた傷害

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に対して発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲内）を補償します。

賠償責任補償の対象となる主なもの

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任
- 賠償責任補償の範囲は対人・対物
- 第三者の身体の障害または財物の損壊



賠償責任補償の対象とならない主なもの

- 総合補償制度に加入していない場合
- 故意、重大な過失、または飲酒、薬物乱用又は資格を有しない者の運転操作による損害
- 賠償責任補償にて取り決めしている賠償額を超える分の損害
- 台風、土砂崩れ、洪水または高潮によって生じた風水災による損害
- 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に与えた損害 ※1
- 同じ現場に従事する他社(元請／下請・孫請)の財物に与えた損害 ※2
- 加入者の請け負っている工事対象物そのものの損害（建設途中の建物そのものを破損させた等）
- 加入者の使用人が、加入者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害 ※3
- 事故を起こした人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合
- 機械等の油、燃料などで汚染物質を流出し、公共水域（海・河川・湖沼・運河など）に与えた損害

◎現場における賠償の適用範囲外について（以下は対象外となります）

加入者の会社が所有・使用・管理する財物に与えた損害

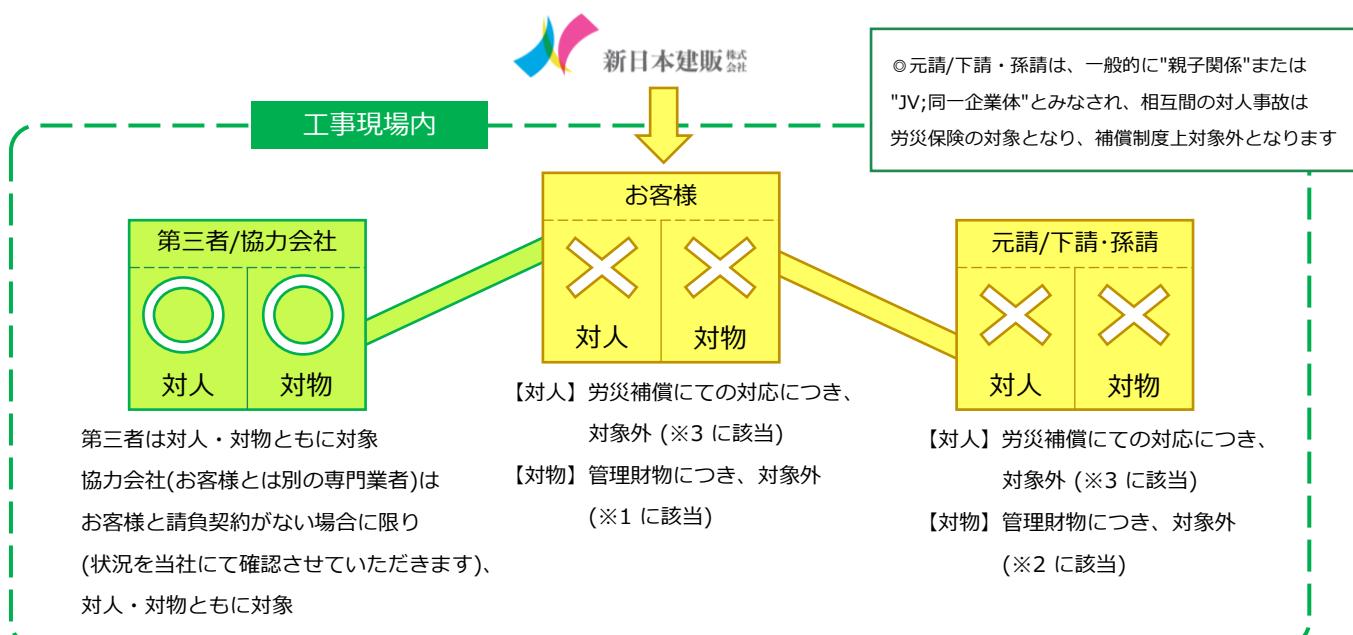
お客様の持ち物、借りた物など管理責任(財物)と使用責任がお客様にあるもの



お客様の持ち物(倉庫)



お客様の借りた物



レンタル機を使用中、保管中、運送中、偶然な事故によるもの、または回避行動が適切にも関わらず機械が損傷した場合に補償を受ける事ができます。

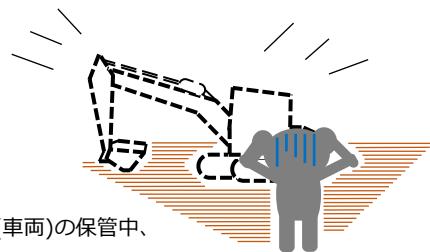
動産補償の対象となる主なもの

- レンタル機械(車両)の保管中、作業中の現場内における火災による損害 (地震に起因する火災を除く)
- レンタル機械(車両)の保管中、作業中の現場内における盗難による損害
- レンタル機械(車両)の保管中、作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械(車両)の保管中、作業中の現場内における風水災による損害

(下記「動産補償の対象とならない主なもの」に記載している通り回避義務を怠った場合は除く)



レンタル機械(車両)の保管中、
作業中の現場内におけるいたずらによる損害



レンタル機械(車両)の保管中、
作業中の現場内における盗難による損害

動産補償の対象とならない主なもの

- 総合補償制度に加入していない場合
- 故意、重大な過失、または飲酒、薬物乱用又は資格を有しない者の運転操作による損害
- 常識的始業点検を怠った使用によるもの (作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害や、機械能力を超える扱いによる損害
- バケット・カッター等消耗品や履帶(シュー)、管球体(ライト等)の損害
- 電気的・機械的による損害 (不注意によるエンジン焼き付け等)
- 自然消耗・性質によるさび、かび、変質、虫食い、凍結による損害
- 置き忘れ、紛失による損害、不適当な管理状況(鍵のつけっぱなし等)での盗難による損害や
部品の部分盗難(バッテリーのみ盗まれた等)
- 詐欺、横領による損害
- 盗難事故等で、所轄警察への届出がなかった場合
- 適切な回避義務を怠った風水災による損害
- 運送中の単純な破損による損害(荷崩れ等)
- クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害
- 過積載による事故や高さ制限を超えた事故
- 決められた燃料を使用せずに生じた損害
- 軟弱地盤での敷設板等を使用しなかったことによる損害
- トランスミッション(変速機)やクラッチ板等の摩耗焼付きによる単体の損害
- 修理、整備作業による過失または技術拙劣により生じた損害
- 各種車両のPTOスイッチを入れたままの走行による損害
- 度重なる破損等を連絡なく放置したことによる損害



新日本建販 株式会社 本社営業本部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-6-5

TEL : 045-473-4057 FAX : 045-473-6406

URL : www.njm.co.jp

ご案内営業所